

# 地研通信

発行人 茂 木 陽 一  
編集人 小 西 啓 文  
発行所 三重短期大学地域問題  
総合調査研究室  
津市一身田中野157番地  
〒514-0112 TEL(059)232-2341

題字 岡本祐次元学長

## 夕張市の破綻と財政再建制度

雨宮 照雄

夕張市の後藤市長は06年6月の定例市議会において、財政再建団体の申請を行うことを表明した。多くの地方自治体が、90年代の公共事業に伴う地方債発行による公債費負担と三位一体改革による地方交付税の削減のなかで財政危機に直面しているなかで、第二、第三の夕張を危惧する声も強い。他方、夕張市の財政破綻は、財政再建制度の見直し議論を加速させており、総務省は12月8日に公表された「新しい地方財政再生制度研究会報告書」に基づいて来年度法改正をめざす方針と伝えられている。この小論では、夕張市の財政破綻を踏まえて財政再建制度見直しの方向性を展望してみたい。

### 1. 夕張市の財政破綻の現状と再建計画案

夕張市の財政破綻は、一時借入金を利用した不適切な会計操作、巨額の実質赤字、例をみない厳しい再建案など、これまでの財政再建例と比べると極めて特異な事例となっている。

夕張市の実質赤字は05年度決算では257億円、06年度末では約360億円と見込まれている。05年度の同市の標準財政規模は約44億円であり、実質赤字額はその5.9倍にのぼる。92年に再建団体になった赤池町の実質赤字は標準財政規模とほぼ同じ32億円であったことと比較すれば、夕張市の赤字の大きさが伺える。

このような巨額の赤字は一時借入金を用いた不適切な会計操作の結果生じたものである。北海道の調査によれば、夕張市は観光事業や病院事業などにおける収支赤字を、一時借入金を利用した一般会計と特別会計との間の年度をまたがる貸付・償還によって処理することで、赤字隠しを行ってきた。このような財政運営は、普通会計と公共下水道事業会計の間で92年から開始され、その後、他の会計へと拡大されていった。一時借入金残高は、最後の炭鉱が閉山した90年度には約28億円であったが、リゾートホテルを購入した96年度には約124億円、ホテル・スキー場を購入した02年度には205億円と急カーブを描いて増加した。さらに03年度250億円、05年度292億円と雪だるま式に増えている。また、01年度から05年度の5年間の間に、実質赤字額は138億円から257億円に119億円増加しており、このような赤字隠しの手法によって財政状況の悪化がいつそう進行していったことを示している。

夕張市の財政破綻の要因としては、炭鉱閉山後の土地買上、公営住宅建設、水道・病院等の購入などの後処理、人口減少に伴う市税、地方交付税の減少、01年の産炭地域振興特別措置法の失効による臨時交付金、公共事業補助率かさ上げ、特例交付税などの廃止、三位一体改革に伴う地方交付税の削減などを挙げることができる。しかし、最大の要因は不適切な財政処理により赤字の実態を表面化させずに拡大させたことに求められよう。

夕張市は、炭鉱閉山後観光振興によるまちづくりを進めてきた。80年代には観光客が200万人を超える時期もあって、夕張市は石炭と夕張メロンなどの地域資源を活かしたまちづくりのリーダーであったが、横山(2006)が指摘するようにバブル崩壊後は、地道な観光開発から大きく逸脱し、経営破綻した民間資本からホテルやスキー場を買い戻し、さらに「郷愁の丘ミュージアム」など巨大観光開発事業に手を染めていった。また、橋本(2006)が指摘するように観光事業は、移ろいやすい顧客ニーズをつかみりピーターを確保するために、鋭い経営感覚とともに、継続的な投資が必要とされる事業であり、夕張市は自身の財政状況がどうであれ、観光投資を続けるしかなかった。華やかな夕張市の観光事業は、実は旧産炭地域対象の特殊な依存財源によって進められており、その支援措置が打ち切られると、事業が成り立たなくなる危険性を内在していた。

11月14日に公表された夕張市の「財政再建の基本的枠組み案」は、巨額の実質赤字の結果、過去に例をみないほどの厳しい内容となっている。

毎年の収支不足25億円前後を解消し、年平均18億円を返済する原資を確保して約20年で財政再建をめざす。人件費については、消防を除く220人の職員は10年度当初までに同程度の市町村では最小規模の約70人まで削減する。職員給与については一般職は30%減とし、全国で削減率が最も大きい島根県海士町を上回る削減をめざす。退職手当は段階的に削減し、最大で1/4程度にまで引き下げる。事務事業については、市民生活に必要な最小限の事務事業以外は中止・縮小する。補助金の支出は原則とりやめる。不採算の観光事業は廃止し、売却や民営化をすすめる。病院事業については、規模を相当程度縮小したうえで公設民営化を図る。施設の統廃合については、公共施設は必要最小限のものを除き休止又は廃止する。市営球場・水泳プール・図書館・美術館を廃止する。現在7校ある小学校、4校ある中学校をそれぞれ1校に統合する。市民負担の増加については、各種の市税の税率を制限税率に引き上げる。施設使用料の50%引き上げ、保育料、下水道使用料の引き上げ、ゴミ処理の有料化を図る。

このような厳しい再建案は、地域住民や職員に大きな影響をもたらしている。破綻が表面化した7月から11月までの間に昨年同期比1.7倍の289人が転出しており、市再建の要となる職員も、今年度末までの退職者は110人となり、すでに計画を27人上回る。「石炭の歴史村観光」は、市からの財政支援が絶たれたため11月29日に破産申請を行った。06年8月現在でパートを含め148名の従業員がいたが、地域の雇用に大きな影響を与えている。このような厳しい財政再建案に対しては、「第二の閉山」、「再建を終えた20年後には、行き場のない年寄りだけのまちになっているだろう」という声が聞かれる。財政再建と市民サービスの維持・向上と中長期の雇用政策を両立させた、市民が希望を持てる総合的な再建策を提示することが求められている。

## 2. 財政再建制度の見直しの方向性

夕張市の財政破綻は、三位一体改革の第2ラウンドを控えた地方財政改革の議論にも影響を与えている。竹中総務相の私的諮問機関として設置された「21世紀ビジョン懇談会」は、地方債の完全自由化(「調達の自由化」)と並んで「償還責任の明確化」を求めており、「再生型破綻法制の検討に早期に着手し、3年以内に整備」という方針を掲げた。これらを受けて、8月に「新しい地方財政再生制度研究会」(以下「再生研」と略記する)が設置され、12月8日に最終報告が公表されている。以下、夕張市の事例を踏まえて、財政再建制度をどのように見直す必要があるか、再生研の報告書を中心に検討する。

1) 再生研における最大の焦点は、債務調整の導入の是非をめぐるものであった。債務調整の眼目は、債権者(市場)に財政再建のリスクを負担させることで、市場による自治体の監視をよりシビアなものにすることによって、自治体の財政規律の維持向上を図ろうとする「市場による規律づけ」をめざしたものと評価できよう。しかし、今回の報告書においては、債務調整は導入が見送られることになった。債務調整の導入には、報告書が整理しているように、民事再生法上の監督委員と同様な職をおくことが適当か、また首長などの経営責任を問えるか、民主主義のプロセスを経て策定される再生計画に対して裁判所(司法)などが関与できるかなど、今後検討を要する課題が多い。特に、小規模な自治体の多くは、債務調整の導入によって調達金利が上昇するという不安を抱いており、地方債のリスクウェイトの格差拡大、財政力が弱い地方公共団体の資金調達困難という問題が、債務調整の導入を先送りさせた背景にある。今後、財政投融资制度改革による公的資金から民間資金への資金調達構造の変化、許可制廃止と事前協議制への移行などともない、地方債の市場化はさらに進み「暗黙の政府保証」が緩和されてくるであろうが、現時点では債務調整の導入による「市場による規律づけ」が有効に機能する条件は整っていないと言うべきであろう。

2) こうして債務調整を先送りすることにより、再生研の議論は、現行の地方財政システムを前提にしつつ、新たな財政指標の導入と早期是正・再生の2段階スキームを整備することで、いわば国による行政的統制を強化する方向で財政再建制度を見直すものとなっている。

新しい財政指標については、現在使われている実質収支比率と実質公債費比率に加えて、新たなフロー指標と新たなストック指標の四つの指標を設けることが提案されている。財政の健全性を測る指標として実質収支比率が妥当かどうかについてはこれまでも議論があったところであり、またストックとしての将来負担の大きさを測る指標として「将来負担比率」(「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」)や「債務償還可能年限」(「都市の財政力2005」)などが提案されてきたところである。その点において、「地方公社や第三セクターの状況も含め、当該団体の潜在的なリスクも含めた中長期的な財政運営の健全化を図る観点から、フロー・ストックの両面において」新しい財政指標を整備することについては大方の異論はないであろう。ただし具体的な指標の算定方式などの検討は総務省に委ねられることとなった点には不満が残る。

早期是正スキームについては、財政指標が一定基準を超えた場合、議会の議決に基づいて財政健全化計画の策定を義務づける。早期是正の段階は自主的な改善努力の段階であり、国や都道府県は助言を旨

とし、計画の実施状況が目標と大きく乖離する場合には勧告を行う。これに対して再生スキームは、自主的な財政健全化が困難な状況にある自治体に対して、財政運営の自由度を制約し、国や都道府県の強い関与のもとで財政再生を行う段階である。議会の議決のもとに財政再生計画の策定を義務づけ、それが毎年度の予算編成に反映されるよう制度的に担保する。国や都道府県との協議、同意を得たものについて再生促進策を適用し、同意を得ない場合には起債制限を行う。このように早期是正と再生という二段階のスキームを設け、国の行政的統制のもとで実効性を担保する制度を整備することを求めている。

3) 報告書は「地方公共団体の財政は本来、住民やその代表である議会の監視の下にコントロールされ、健全性が確保されるべきものである」とのべ、住民による監視の重要性について強調している。夕張市の事例は、監査制度、議会の予算・決算審議などがまったく機能しておらず、住民や議会による行政の監視が働いていないことを示しており、財政再生制度の見直しに際しては住民によるガバナンスの確立が最も急務である。

そのためにはまず、財政情報の開示が進められなければならない。総務省は近年公会計制度の改革を急いでおり、05年度末までに全ての都道府県・政令市で連結バランスシートの試案が公表されている。本来、利益の極大化を目的とする企業会計とは異なり、住民の福祉向上を本務とする自治体会計にあっては、財政の健全性、効率性、公平性、透明性など独自の視点からその会計目的が設定され、住民・議会・行政・市場にとって有用な会計情報が分かりやすい形で提供される必要がある。例えば債務の管理という点に限ってみても、自治体の将来の債務負担を把握しようとするれば、地方公社等への債務負担については将来負担の蓋然性の程度に応じて整理される必要があるし、地方債残高についても後年度の交付税措置の有無に応じて分類されることが必要である。しかし、現在までに公表されている都道府県などのバランスシートをみると貸借対照表本体に計上するもの、欄外注記するもの、あるいは分類しないものなど、その取扱いが統一されていない。会計目的に合わせてどのように会計情報を整理するか、附属資料の取扱いを含めてなお検討が必要であろう。

従来から監査制度の充実・強化の必要性を指摘する意見は多い。特に、弁護士・公認会計士などによる外部監査については、その有効性がすでに実証されているが、04年度において都道府県・政令市・中核市には設置が義務づけられてはいるものの、義務づけのないその他の市町村で包括外部監査を導入していたのは13市に限られており(朝日 12月24日)、また外部監査は強制力がない。市町村を含めた全ての自治体に外部監査を義務づけるとともに、外部監査に対しては勧告を含めた権限の強化を図ることが必要であると思われる。外部監査の導入が小規模な自治体にとって財政負担となるとすれば、都道府県単位で共同の監査機関を設けるなどの工夫も可能であろう。

首長や議会の責任を問える仕組みという点では、住民監査請求の実効性を高めることが必要である。住民監査請求の多くが却下されてきたのは、財務会計上の行為そのものの違法性、不当性はないが、その原因となった行為の違法性、不当性を争うことができるかどうかについて、監査委員が消極的又はきわめて狭義に解釈してきたこと、自治体の損害賠償請求権の消滅時効が5年であるのに対して、住民監査請求期間が1年と制約されていることが、その大きな理由となっている。前者については、議会の承認を受けた歳出行為であっても、監査の対象とし、その公益性を監査において独自の立場から判断することが求められよう。そのためには醍醐(2000)が指摘するように住民監査請求の対象を「違法または不当な財務会計行為、又はその原因となった行政行為」に拡大することが適当である。また、現行制度では、議会の議決や特定の議案に対する会派の議決権行使は、住民監査請求の対象外とされているが、「立法論として、自治体に財産的損失を与えた原因行為を議会の議決に還元できる場合は、当該議決に賛成した会派もしくは議員を損害賠償請求の対象者に含めるのが合理的である」(醍醐2000:241)。

後藤夕張市長はインタビューに対して、「今思えば、1990年、すべての石炭産業が消滅した時点できちんとした情報公開をして、夕張の財政問題について論議をすべきだったのかもしれないと思っています」と答えている。しかし、財政再生団体転落をおそれる市は禁じ手を駆使し赤字隠しを続けた。議会も財政力を無視した大型の観光投資を黙認し、巨額の負債累積にチェックをかけられなかった。住民も行政依存体質から抜けられなかった。夕張市の財政破綻の原因は、住民・議会・行政のガバナンスが欠如していたことにあるといえるだろう。そこで、それぞれの自治体ごとに財政運営のルールを確立することが検討されてはどうか。例えば、均衡予算原則を条例によって定める。地方債の発行や債務負担行為を行う場合には、対象、償還期限、償還財源の確実性などの情報公開の義務をつける。あるいは、アメリカの多くの州で行われているように一定規模以上の地方債発行や債務負担行為に対しては住民投票を制度化するなどである。現在いくつかの自治体で自治基本条例が制定されているが、財政運営の基本原則を条例で定めることも検討されて良いのではないか。

## 【参考文献】

- ・北海道企画振興部（2006）「夕張市の財政運営に関する調査」（中間報告06年6月29日、経過報告8月1日、最終報告9月11日）
- ・横山純一（2006）「夕張市の財政問題」『自治総研336号』
- ・橋本行史（2006）『自治体破たん・「夕張ショック」の本質』（06年 公人の友社）
- ・夕張市（2006）「夕張市財政再建の基本的枠組み案について」（06年11月14日）
- ・「新たな地方財政再生制度研究会報告書」（08年12月）
- ・小西砂千夫（2006）「再生型破綻制度をめぐる論点整理」『地方財務（06年7月号）』
- ・「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」（05年3月）
- ・関西社会経済研究所（2005）「都市の財政力2005」（05年5月）
- ・醍醐 聡（2000）『自治体財政の会計学』（00年 新世社）
- ・「後藤市長インタビュー 破綻への道、そしてこれから・・・夕張の真相と心情 - 」（『都市問題（第97巻・第12号）06年12月号』

## 第三回CIATE地域コラボドレス集會に参加して 変容を見せつつある日系人就労システム

尾崎 正利

2006年9月17日に、標記第三回CIATE地域コラボドレス集會<sup>(1)</sup>が開催され、筆者も第一回集會に続き講演をすることとなり、2年ぶりにサンパウロを訪問する機会が与えられた。2000年のサンパウロでの調査研究以来定宿のようにしている、リベルダーチ広場前のホテル周辺は、早朝のラジオ体操、土・日曜日の屋台、商科大学の学生たちで賑やかな路上のバーなど、一見すれば何も変わっていないように見えたが、周辺を子細に見れば、大規模に事業を展開し始めた日中韓の新たな事業家たちが表に現われてきたことが分かり、戦後単身でブラジルに渡った一世たちの高齢化、事業からの漸進的撤退の状況も、はっきりしてきたように見えた。筆者が事業展開を定期的に観察している、日系人就労斡旋業者にしても、新興業者として筆者がかつてその台頭を叙述した二世グループも、大半が事業から撤退し、或いは大幅に縮小し、それに代わり単なる斡旋事業だけでなく、事業運営の共同化、事業の多角化と云った新たな動向を示し始めている。以下において、在ブラジル人による、日系ブラジル人就労問題に対する取組の現状について、集會での講演及び会場の雰囲気伝えることで、その向かっている方向を明らかにし、加えて就労斡旋事業の状況並びにこれまでの調査で欠落していた研究部分の補充点を示しておきたい。

### 1：CIATE講演会

地域コラボドレス集會は、2006年9月16日夕刻から、ブルーツリー・タワーホテルにおいて、ブラジル各地で活躍しているコラボドレスと関係者が集まり、西林在サンパウロ日本総領事の講演及び厚生労働省外国人労働対策課による日本における外国人労働の状況説明並びに夕食会が行われたのに引き続き、翌日9時30分から18時まで、同ホテルにおいて、講演会が一般の聴衆を集めて行われた。まず二宮CIATE理事長の開会挨拶の後、青山学院大学藤川助教教授による「外国人労働者が日本で直面している法的問題」と題して、東京都における労働相談の傾向を説明しながら、ブラジル労働法制と異なる、日本での労働契約締結上の幾つかの問題について講演した。次に筆者が講演し、「雇用構造変化の進展の中での移住労働力需要の高まりについて」話した。これは、電機及び自動車産業における、最近の国内立地の急激な増加と労働力需要の高まりが、労働コスト上昇に必ずしもつながらず、しかしより安定した安価な労働力をさらに確保する必要性から、並びに一定規模の移住労働力が必要になるとの観点から、こうした雇用システムが本来的に抱えている大きな法的問題、すなわち派遣業法違反を構成する「偽装請負」の構造的利用問題に日系ブラジル人労働者がどのように関与しているかについて分析し、「偽装請負」問題の現状を説明した。先の藤川助教教授に対する質問及び筆者に対する質問は、共に、日本の労働者保護法実施システムについて、それがブラジル統合労働法の実施システム（労働手帳による公証システムに基づく）とまったく異なることから発せられるものが大半であった。

昼食後筆者に対する質問の残りを行った後、12時45分から、在サンパウロ日本総領事館清水副領事による、「日本におけるブラジル人の犯罪について」と題して、講演が行われた。これは現在対処が急がれる大きな問題、逃亡被疑者の引渡し或いは域外告発システムの可能性等に関わるものであり、聴衆の

関心が極めて高かったのは当然であった。清水副領事は滋賀県警から出向中であり、外国人犯罪の特徴及びその犯罪に至る事情等について具体的に分析し、日伯参加者共に有用であったと思われる。引続き13時40分から、ブラジル側からJBC出版営業部長Patricia Regner Hatsushikano氏による「日本における事業の状況と日系ブラジル人労働者が巻込まれる別の問題」が、14時45分からスザノ市「経済・労働・商業」都市開発技術担当補佐Reinaldo Takashi Katsumata氏によるコラボドレスとしての報告がなされ、以下、タカハシ建築事務所Lina Harumi Shimizu氏、Cinephoto Kiyashi Abe事務所Paulo Masayoshi Abe氏、日本語教師及び著述業Elizerte Kayo Kozuma氏、歌手・作詞家Joe Hirata氏（講演のあと、自作の曲の紹介があった）が日本での経験を生かした、就労予定或いは帰国後の日系移住労働者の相談業務の経験を披露した。

ブラジル側発言者の関心であったと思われるのは、参加した聴衆も含めて、日系人移住労働者及び家族の言語能力を如何に引き上げるか、並びにその顕著に現れる深刻な現象、すなわち子供が帰国した後のブラジル社会への再参入の困難な事例の増加に在ったように思われる。それらの問題はつまるところ、日本滞在時における子供の教育をどのように保障できるかにかかっている。この関心は、この集会の後援者として、「教育文化連帯学会」(Institute de Solidariedade Educacional e Culutral [ISEC])が名を連ねていることにも良くあらわれている。この事業は、2003年12月に設立された、日伯教育関係者による国際的な協働体制による、教育問題、とりわけ移住者が帯同した子供の教育問題について研究を促進するためのブラジル側の中央組織である<sup>(2)</sup>。この組織は、日伯各研究団体間の調整、国際的集会の主催等の事業を行うが、日常的な業務は、帰国者からの語学・教育相談を受け、適切な機関を紹介して問題解決をスムーズに進める。代表者である吉岡氏によれば、帰国子女の問題の多くは、日本語の教育を十分に受けておらず、同時にポルトガル語の理解もほとんどないといった深刻なものである。このことは、これら子供は日本でも、ブラジルでも充分な社会的上進を期待することができない存在になっている。サンパウロ周辺では、いくつかの私立学校、すなわち大志万学園、赤間学園及びアルモニア学園が日本語を含めた特別の語学コースを持っていることから、そうした機関を教育文化学会が紹介することになるようである<sup>(3)</sup>。日本におけるブラジル学校問題、とりわけ無免許教員の問題についても、通信教育大学（サントス市立大学）がインターネットによる通信教育を開発中であり、サンパウロ州教育委員会は現在、日本の無資格教員が通信教育により、教育に従事しながら資格を取得できるよう検討中であるとのことであった<sup>(4)</sup>。

## 2：日系ブラジル人移住者就労斡旋システムの変容等について

筆者のブラジル訪問の目的は、CIATEの集会で講演を行うことのほかに、二つの目的を持っていた。一つは2年に一度定期的に行っている、日系ブラジル人就労斡旋業者の動向を見ることで、就労経路（従って日伯間の国際的労働力移動状況）の変化を観察することであり、もう一つは、日本企業のブラジル進出再開による、多国籍日本企業の雇用動向が、労働力の移住にどのような影響を及ぼし得るのか、例えば、1980年代後半に見られたブラジル進出企業が窓口になった日本への就労経路が復活するのかどうか、筆者がCIATE集会で講演した、日本国内立地を増加させた日本多国籍企業の労働力確保努力とどのように関係しているのか？を見ることに在った。

まず斡旋業者の興廃と事業内容の変容について述べる。今回の訪問で、斡旋業者が再び新旧交替期に入ったのではないかと推測され得るいくつかの状況を観察することになった。丹野氏が最近の論文<sup>(5)</sup>において、「総合デカセギ業」への変容を分析したA社の社長は、とうとう事業を辞めて、故郷沖縄に戻ることになったという話題が業者間にささやかれていた。日系ブラジル人の日本出稼ぎ就労の経路を作った一人である知花氏<sup>(6)</sup>の廃業は、その理由が事業そのものがないといえども、象徴的な事件であった。筆者は以前の論文において、出稼ぎから帰国した二世の、日本で得た経験及びコンタクトを下に、開業当初から大規模な、ある種ドライな募集事業を始めたことについて分析した<sup>(7)</sup>が、2000年にインタビューをした彼ら業者すべてが廃業或いはプロモーターに転落していた。

そうした状況変化の中で、注目される業者の台頭、並びに事業形態が出現しつつあった。Mサービス<sup>(8)</sup>がその代表的な業者・業態であろうと思われる。この業者は2004年のサンパウロ訪問の際に注目した業者の一つであったが、時間の都合もあり、この業者が主唱している新たな事業について簡単なインタビューを担当職員に対してしただけで、今回に持ち越された課題の一つであった。ABAN（日系旅行者協会

[Associacao Brasileiro das Agencias Nikkeys de Turismo])は、主唱者のMサービス<sup>(9)</sup>によれば、移住労働者送出斡旋業者が集まって、前借金を踏み倒して逃亡する、悪質な移住労働者のリストを作成して、リスクを軽減する目的で作られたが、この目的は成功せず、事務経費節約等を目的とした共同事業の導入を図り、資材の共同購入、保険の共同加入、格安電話回線の設定、会員の福利厚生として病院との提携等が行われたと云う。またブラジルで現在行われている航空チケットに対する下限設定に対し

て、共同して異議を申立てたこともあるようだ。

しかし現在、サンパウロにおける斡旋業は大幅なコスト高による経営悪化を経験している。例えば、Mサービスの説明によれば、インフレ率は2000年から2006年にかけて59.40%に達し、DACによる航空運賃下限介入により、日本への下限が片道1,200ドル(以前は400から800ドルであった)に上昇したこと、ヘアルスの対ドル相場の上昇(1ドル3.3ヘアルスから2.8ヘアルスへ)、三世ビザ取得期間が長期化(日本におけるいくつかの日系人犯罪に伴う入国管理規制の強化策として、三世について無犯罪証明の提出が必要になった)したこと、しかし従業員に対する報酬の支払がヘアルスであるために、その経費を捻出するのが困難になってきた。当然ながら、斡旋業者が抱えている一般的な傾向、すなわちリピーターが業者を経ないで日本に行く傾向の増加が、取扱数を漸進的に減少させており、その意味で何等かの新規事業を考える必要もでてきたわけである。ABAN自身は、会費の納付が滞り、事実上開店休業状態に陥っているが、担当者を一人当てて、状況の好転に備えて協会を維持する意向である。

こうした事態に対応するために、Mサービスは、就労斡旋業者として複合事業化を目指しているようである。知花旅行社がそうしたように、日本にも拠点を作り、送出した労働者に対するケアを日本でも行うこと、その延長としての新規事業として、日系ブラジル人移住労働者に対する雇用管理・福利厚生代行業を新設し、従って、代行を受注した日本の企業に対して労働力を定期的に送出すことができ、就労斡旋業としてのベースを確保することである。この新規事業構造は、推測され得るところでは、日本における「偽装請負」問題の展開から生じたように思われる。アイシン精機とマルサンその他2請負業者の関係は、同社が5年前から請負業者の日系人労働者を期間工として受入れて以来<sup>(10)</sup>、雇用管理及び福利厚生代行の下請(労働者紹介・斡旋事業を行っているかどうかについては不明)へと転換していた。

しかしMサービスの情報によれば、マルサンが2006年サンパウロに来たこと、同社ブラジル工場を通じてMサービスに代行引受けの打診があったこと等から、日本における移住労働力ユーザー企業の、「偽装請負」問題回避のため、安定した労働力供給とセットにした、雇用管理及び福利厚生代行への移行を狙っている動向が推察される。Mサービスの新規事業は、こうした日本側の事情に誘引されたものと分析することができる<sup>(11)</sup>。

### 3：ブラジル進出日系企業と日系ブラジル人労働市場について

トヨタ自動車の世界展開に伴い、ブラジル製造拠点にも変化が現れている。1974年に操業した従来のブラジル製造事業は、極めて小規模であった。1988年から89年のインフレ期の生産はランドクルーザー1車種だけで、月平均300台に止まった。1992年、本格的な土地取得に入り、98年に新工場でカローラその他を含めて生産するようになったが、部品製造業者がトヨタ基準を満たすことができず、ノック・ダウン生産の段階に止まっていた。メキシコ工場からの輸入関税は自由貿易協定締結後無税になったが、コンテナ輸送、通関業務の複雑さ(突然のストライキを含む)などから、カンバン方式は最初から不可能であった。しかし世界中の国でシェアを10%以上とする戦略の旗の下(ブラジルの生産は、カローラを筆頭に、月産25,000台程度で、カローラの販売価格は2006年の為替相場〔1ヘアルス約50円〕で350万円程度〔例えば同程度のワーゲンに比べて約100万円高い〕、シェアは3.6%に止まっている〔ちなみにホンダは3.7%〕)、関東自動車工場のブラジル進出はこうした文脈で理解され得る。

関東自動車のブラジル事業の準備室は、トヨタ通商事務所の中に設置されていた。インタビュー<sup>(12)</sup>によれば、操業は2008年を目指しているとのことであった(2006年9月工場建設工事が始まった)。雇用の形態について、地元雇用を重要と考えているが、外部労働力の利用について、それが経営的にどこまで必要になるのか、検討した結果の判断による。この考え方は日本における事業活動についても同じであり、この海外進出による国内雇用空洞化はないものと考えている。関東自動車工業として海外進出はブラジルが最初のケースであり、これを重要な経験として海外進出をさらに進めていきたい。今回は部品製造、供給を主たる事業としている。地元下請業者との軋轢、組合対策、労働法の違いによる労務管理の問題点等について、現在一つ一つつめていく段階である、と云うものであった。

こうしたトヨタ自動車の生産増強に伴う日系企業の進出は、どのような意義があるのか?ブラジルの部品製造下請業者は、水平的構造の中で、自社の製品を売り込む形で行われてきた、と云われる。トヨタの目標達成には、現在の生産を3倍弱に引き上げる(しかも価格を大幅に下げる)必要があるが、地元業者を抱えこむ戦略をトヨタがとれないとすれば、すでに小規模ながら部品を供給しているアイシン精機(1989年トヨタ自動車ブラジル操業と一緒に操業を始めた。エンジンプレーキを製造、供給先はトヨタ1社で、現地雇用の従業員50人、日本からの管理職員3人で構成されている)と並んで、関東自動車工業のブラジル進出は、トヨタと地元下請業者との間を取持つ重要な役割を担っているものと想定される、と云うのがブラジル日系産業界での評価であった。

これらの情報だけでは、日系自動車製造業のブラジル進出が、日系ブラジル人移住労働者の就労経路

及びその態様にどのように影響を及ぼすのか、まったく不十分であると認めざるを得ない。この問題については、事業開始後の状況をさらに調査する必要がある、としてまずは最初の状況説明だけにしておきたい。

#### 4：その他の日系ブラジル人移住労働者の問題

就労経路調査において、これまで見過ごされてきた興味ある事実のあることが分かった。長年サンパウロ新聞の記者を続けてきた、外山脩「ブラジル日系社会 百年の水流 日本外に日本人とその子孫の歴史を作った先人たちの軌跡」(トッパン・プレス印刷有限会社、2006年8月、サンパウロ)である。797頁に及ぶ大冊は、これまでの先人たちについて語られてきたことについて、その情報の真偽を一つ一つ確認しながら、真の姿に迫ろうというもので、当然ながら第二次世界大戦後の勝組・負組紛争の正確な分析にその多くを割いているが、コチア農業組合の興亡と創始者下元健吉氏についても重きを置いている。その中で、実はこの書物の本流から離れているのであるが、コチア農業組合崩壊前後に、多額の債務を負った組合員に対して日本での出稼ぎを勧め、それで返済を迫っていた<sup>(13)</sup>、と云うくだりがある。職員もまた、とりわけコチア青年<sup>(14)</sup>として戦後ブラジルに渡った者の中にも、日本での就労を経験し、その後日系人就業経路づくり、支えると云った、重要な役割を担った者も多くいた。1980年代ブラジル経済の破綻は、日系ブラジル人が戦後、嘗々と築いてきた資本の多くを奪い去り、従って日本への出稼ぎは、再起を期すための資本蓄積の性質も持っていたといわれなければならない。であるとすれば、ブラジルに帰国した彼らが、その稼いだささやかな資本でもって始める、事業活動の発展を願わずにいられないであろう。

#### 注

(1) Encontro dos Colaboradores Regionais do CIATE

(2) この組織(NPO法人)は、ブラジル日本文化学会「出稼ぎ問題研究委員会」の発案によって生まれた。その設立目的は、現在日本における多数のブラジル人自動が、就学年齢にありながら通学の機会に恵まれない事態の打開を目指し、各分野のエキスパート、教育関連では国際的なレベルで参与している高官の協力の下に、日本並びにブラジル関係機関の支援を仰いで、児童の就学及び社会編入に努める、とする(ISEC「日本・ブラジル教育比較国際シンポジウム」(ISEC用翻訳)17頁、2005年、ISEC、サンパウロ)。事業内容として掲げられているのは、以下のものである。(1)ブラジルと日本の教育制度に関するシンポジウムの開催、(2)学校教育制度案内の発行、(3)日本に全国的NPO創設を働きかけること、(4)本部の設置、(5)教育促進プロジェクトの作成、(6)訓練センターの創設、(7)日本に向けての教育資料の送付、(8)インターネット・サイトへの支援、(9)資金集めイベント実施、(10)図書館の設立、(11)類似団体との共同作業環境を作ること、である。

(3) 州立学校に対しては、その特別クラスに日本語及びポルトガル語を加えるよう要請しているとのことであった。

(4) 吉岡氏の指摘によれば、教育問題を解決する上での最大の問題は、日本側組織(NPOを含め)がバラバラで、統合されていないこと、多くの研究グループの成果も統合されるシステムがなく、利用が困難(当然言語も障害になる)であることである。また日本における教育機関の持つ障害については、2005年9月10日及び11日にサンパウロで開催された「日本・ブラジル教育比較国際シンポジウム」の報告要旨集によれば、「外国人が相当居住している市町村で活動する日伯両国の教育専門家らが観察したところによると、ブラジル人子弟が直面する問題は、それぞれが居住する地域、外国籍生徒の受入態勢、また直接外国籍の児童らと接する教師らの対応に左右されることが明らかになった。しかしながらすべての状況において共通する点は、現地の学校に適應することができないブラジル人児童に、もう一つの教育オプションとなるべき代替策が皆無であるという点である。既存のブラジル人学校は、ブラジル人口が集中している市町村にしか開校されておらず、さらに高い授業料が問題を抱えている多くの児童らのブラジル学校へのアクセス障壁となっている。また、これら(ブラジル人向け)施設が提供する教育の質と教員らの資格も今後の課題として提起された」(前掲書11頁)

(5) 丹野清人「総合デカセギ業の誕生」大原社会問題研究所雑誌573号39頁以下、2006年8月を参照されたい。後で述べるように、A社の帰国後の企業支援システムをベースにした総合斡旋業は、新たに台頭してきた業者にそのまま引き継がれたわけではなく、A社独自のもので、広がりの中で、ブラジル日系人斡旋事業における一般的事業形態と云うことはできないと思われる。

(6) 氏の略歴については、宮城松成「ブラジルの沖繩県人:トッピーリーダー」56頁、NIPOMED、サンパウロ、1998年を参照されたい。

(7) 尾崎正利「ブラジルにおける日系人就業経路の現状と課題」『地研年報』6号91頁、2001年3月を参照されたい。

(8) 同社は、20年前から「パートナーズ」と云う商号で斡旋業を展開していたが、2001年以降現在の名称に変更し、リベルダーチ広場の正面に2005年に進出、大規模事業展開へと発展した。事業は本部事務所(2005年までの事務所)がプロモーターの紹介によるもの、ホテル(AKASAKA PLAZA HOTEL、前OSAKA PLAZA HOTEL)内事務所が、電話勧誘、ビラ配布、テレビ、新聞・雑誌広告、並びにコールスタッフによる直接応募(約60名の従業員を抱える)を行っている。

(9) 以下の説明は、2006年9月13日、15日、サンパウロ市・リベルダーチにおける、Mサービス社長、マツダアキラ氏、及びカトウナオユキ氏に対

するインタビュー、並びにその際に提供されたABANの資料に基づいている。

(10) 2006年現在、日本における工場で就労している非正規従業員約18,200人中、日系人は3,000人を数えている。同社の日系人労働力使用は、1989年ブラジルでの募集経路を整備して以来継続している。

(11) この新規事業は、すでに大阪の「Bentoya」業者と具体的な交渉に入っているようであるが、Mサービスの試算によれば、時間当たりの手取りについて労働者一人当たり130円半ば、月に一人当たり30,000円を想定している。この計算は、通常構内請負日系人労働者に受入企業が支払う時間単価1,700円として、130円を管理費、並びにその他社会保険、労働保険に加入することを前提にして、この控除合計500円弱と計算している。そうすれば労働者には時間給1,000円が保証されることになる。

(12) 以下の記述は、2006年9月13日、サンパウロ市トヨタ通商事務所内において、ブラジルトヨタ通商副社長山岸豊生氏、関東自動車工業南米プロジェクト推進室主査杉山隆氏に対するインタビューに基づいている。

(13) 同書622頁から3頁。

(14) コチア青年については、前掲書、及びコチア青年連絡協議会・記念誌編集委員会「コチア青年50年 - コチア青年移住50周年記念誌」トッパン・プレス印刷出版社、2006年8月、サンパウロを参照されたい。

## 「伊勢商人と地域社会」漫筆（その1）

茂木 陽一

### はじめに

2001年9月、松阪市市民文化会館の大ホールで「松阪の昨日・今日・明日」と題するパネル・ディスカッションが行われた。「宣長さん200年」実行委員会委員長で愛知教育大学教授の岡本勝さんがコーディネーターとなって、作家の門玲子さん、三重大学名誉教授の酒井一さん、四日市大学教授の谷口優さん、当時の松阪市長であった野呂明彦さんというメンバーに混じって私もパネラーに加わり、松阪の町と宣長との関わりを語り合うシンポジウムであった。

2001年が宣長没後200年になるということで、松阪市や三重県の肝いりで4月から11月まで行われた「宣長さん二百年」という連続イベントの一環として行われたもので、当日の記録は堺屋太一氏の基調講演である「歴史街道の過去・未来」、松阪に関わる人物の評伝を集成した「松阪の先賢たち」とともに一書となり、『松阪学ことはじめ』として、2002年3月に「おうふう」より刊行された。

当日はコーディネーターの岡本さんの司会で、各パネリストからそれぞれに興味深い話題が提供され、大いに盛り上がり、私も諸先生の驥尾に付していくつか私見を開陳したのだが、残念ながら時間が足りずに、フロアとの質疑応答が十分にはできなかった。コーディネーターからの要請であらかじめ考えておいたことの半分も話すことができなかったのが心残りであった。そこでいささか賞味期限が過ぎてはいるのだが、その折に考えていたことを会場での質疑応答になぞらえ、想定問答風に綴ってみることにした。題して「伊勢商人と地域社会」漫筆としたのは、学問的な根拠を十分に示せず、いささか無責任な放言めいた部分もあるからである。それらは追いつ追いつに修正していきたいので、ご寛恕をお願いしたい。

伊勢商人は主人が伊勢にいて、江戸の出店は番頭などが差配して経営していたというが、その仕組みをもう少し詳しく説明してください

もちろん、僅かな蓄えで江戸に店を興し商売を始めた当座は、主人自ら兄弟や子どもたちと一緒にあって僅かな奉公人共々懸命に働かなければなりません。しかし、江戸店の経営が順調にまわるようになってくると、多くの場合、松阪商人の主人は松阪に帰り、江戸店の経営は支配人・番頭に任せるということになるようです。

店制がよくわかっている丹波屋長谷川家を例に取ってみてみます。19世紀の前半の段階で、長谷川家は江戸に本店・新店・向店・亀屋店・戎屋店の五店を有していました。その他に、三州平坂に仕入店として平坂店がありました。

江戸五店の職制は次のようなものでした。

各店の奉公人はほとんどすべて伊勢の地元から本家により一括採用される。

おおむね、数え年12,3才で丁稚奉公に出ますが、これを子供（子供衆 - こどもしと呼ぶようです）と呼びました。子供の仕事は掃除や備品の管理で、商売にはタッチしません。4年ほどたつと子供頭にな

り、これが職階の上では一番下の六番役です。その後、子供は元服すると若い衆になり、蔵役などの在庫管理に当たります。入店から8年目に初登りといって、国もとに一旦帰郷して再雇用されます。初登りから戻ると登り衆と呼ばれ、五番役になります。ここでの業務は小売り衆との取引に当たることです。いわゆる手代ですね。更に6年後の二度登りを経ると四番役になります。三度登りを済ませると番頭格の三番役になり、染め物や晒しの担当になります。この三番役の最古参の者が二番役に昇格すると差次買出役と呼ばれます。業務としては仕入れ主任に当たります。差次買出役を3,4年勤めると、一番役である支配人に昇格します。支配人は、一店の経営についての全責任を負う訳で、利益が上がるか否かは彼の才覚にかかってくるわけです。そこで、支配人になるに当たっては起請文を主人に提出して忠勤を誓約します。その一方で、支配人になると、店の資本金である店元金の配分を受け、毎期の利益に応じてボーナスが支給されることとなります。自社株支給のようなものですね。その結果、店の業績の好不調が自分の収入に直結することになりますから、起請文を書かずとも一生懸命励む事が期待できるわけです。

支配人の任期はおおむね3~5年で、支配人を辞めると退役人とか老役と呼ばれて、後任の支配人の後見や地所・家作の管理を勤めます。後任の退役人が出るとようやく永暇となり独立して世帯を構えることが許され、宿持別家と呼ばれます。宿持別家は、元手金、加増金、役金などを受取り、江戸や国元で買次問屋を開いたりします。ただ、宿持別家となっても数年間は勤番として店へのお礼奉公をしなければなりません。

ここへ至るのは同期に入店した者の中でも1名いるかないかです。また、松阪の本家にも同様の職制で支配人がいますが、こちらは本家の家産管理と台所管理が中心で、木綿商いには携わりません。

本家の主人は、従って時に応じて江戸店へ出向くことはあっても、江戸に常住して経営に直接携わることはないのです。しかし、新規の商売の開始や大口の新規取引、江戸店への貸付金の増額等々については、江戸店からの稟議が書状として本家に届けられ、その返書が決裁となるという形で本家主人による経営へのチェックは行われていますし、毎期の決算報告書類が目録という形で江戸店から本家へ届けられます。従業員の採用も本家で一括して行いますし、昇進・再雇用についても主人の名前で行われるわけです。というようにオーナーとしての資産管理上の決定権は掌握しています。

このように、伊勢商人の経営というのは、子供から支配人・退役人に至る奉公人群と、暖簾分け後も本家や江戸店の経営をサポートする別家群が本家主人を中心に統括されて機能するというものでした。ですから、本家の主人がたとえ、商売に全く不熱心で遊芸にうつつを抜かしたとしても、主人を取り巻く別家や支配人がしっかりしていれば、江戸店の経営自体は機能するものですし、毎年一定の利益金と本家の賄料、必要経費が供給されてくるということになります。となると、宣長がいうように主人は遊んでいてもたち行くように思えます。

ですが、本家主人の権限というのは単なる株主の権限だけではないので、従業員に対する人事権も、業務についての具体的な指示もできるわけですから、あまり凡庸だと、結局商売の衰退につながっていくことはいうまでもありません。そうして、商売上の利益が上がらなくなるということになれば、本家への仕送り金が減らされることとなります。これは、江戸店の支配人や別家の方から強硬に申し入れがされるわけです。もし、儉約ができないなら自分たちは全員やめると、主人の方としてはそういわれてしまえばひとたまりもないわけです。そういう意味では、本家の主人は江戸店の奉公人達に飼殺しにされているといえなくもありません。だけれども、それは、江戸店の番頭の誰かが店を乗っ取るというわけではないのです。店全体としての経費削減と利益確保ができなければ、手代や別家に支払う給金や配当金も出なくなってしまうから、主人の勝手が許されないというわけです。伊勢商人の商家経営が大きくなればなるほど、主人の一存で動く組織ではなくなってしまっているわけです。

伊勢商人の富はいつ頃から、蓄積が始まったのでしょうか。また、その富の規模はどの程度だったのですか

松阪ということで、最初に、伊勢商人として三井と並び称された射和の富山家についてみてみますと、四代栄重は1585年に小田原で呉服商を始め、1592年に江戸本町一丁目に呉服店を開業します。一方射和の本家は、1624年には金融業者として大をなし、射和羽書を発行していました。この資産を基礎として1663年に本町二丁目に大黒屋呉服店を、翌年京都室町に呉服店を開業しました。1689年には上州藤岡に仕入店を開業、1704年には両替商を開業し、1725年には幕府公金為替の取扱いを始める、というように、17世紀中に発展を遂げ、享保期が頂点となっていました。この富山家の経営を知ることのできるわが国最古の経営帳簿といわれる元和1~寛永17の「足利帳」が残されています。これをみると、1613年に180両余であった正味身代は1636年には1,300両余に増加しています。毎年100~300両の純益を積んでいた訳です。その後、資産を順調に増加させていき、1676年で5,956両に達していました。この資産が1715

年には153,289両まで増加しています。元禄期の好景気の波に乗って資産規模をふくらませていったわけです。富山家自体はその後、本分家間の確執と三井との競争に敗れたこともあって、急激に経営内容を悪化させていくこととなりますが。

次に松阪の伊勢商人のうち、経営の動向が詳しく知られている丹波屋長谷川家についてみてみましょう。三代長谷川次郎兵衛は1675年、大伝馬町に木綿仲買店を開き、貞享年間には他の70家と共に木綿問屋となります。そして、江戸店の経営が順調に展開すると、次郎兵衛は松阪に帰り、江戸店は番頭・手代の経営に任せられました。1702年には新店、1725年には亀屋店、1738年に戎屋店、1783年に向店をいずれも大伝馬町に開き、長谷川五店として安定した経営を展開していきます。1697年の総資産額は4,400両余、そのうち、江戸店の資本金は1,000両で家産の四分の一程度でした。それが1718年には13,000両弱の資産に増加し、江戸店元金も総資産の7割に達します。1752年には総資産88,000両弱に増加しています。その後も資産は順調に増加し、1778年には17万両弱、1828年には32万両弱に達しました。しかし、文政期になると負債も増大し、正味資産は15万両程度に留まっています。32万両の総資産の内訳は、江戸店元金15万両、江戸店への貸付金5万両、江戸の不動産3万両、諸方貸付金8万両という構成です。その後の長谷川家の資産状況は幕末に至るまでほとんど変わりません。いわば経営的に停滞していたということが出来ます。

宣長の縁類ということで小津清左衛門家についてみてみます。同家の算用帳などは残されておりませんが、明治期の資料である「勢陽財宝帳」から1873年時点での現金有り高をみると、政府紙幣は別にして古金銀が57,850両に及んでいます。貸付金としては幕府と津藩の御用金が45,000両ありましたが、これは公債となって34,000両分が明治政府から交付されました。

このような例から見れば、伊勢商人といっても一色ではありません。寛永期から元禄期にかけて発展していく富山のような商人は、その後近世中期にかけて没落していきます。他方、長谷川や小津、長井、あるいは津の川喜田、田中といった大伝馬町組に属する商人群が元禄期以降経営的に発展を遂げて文化文政期にはピークを迎えます。しかし、天保期以降はその経営は停滞していく、というように見ることが出来ます。そして、伊勢という地域と深い関わりを持っているのは、いうまでもなく長谷川や小津などの新興商人たちでした。

幕末嘉永期の幕府の御用金負担額から見ると、小津・田中は江戸の商人のトップ10に長谷川・長井はトップ50に入っています。その長谷川の純資産は15万両ほどということになるわけです。

今の貨幣価値に換算していくらぐらいかとはよく聞かれる質問です。経済のあり方が違うのでそういう比較は無意味なのですが、よく使われる方法はかけそばが二八そばだから16文、1両 = 4,000文とすると、1両でかけそば250杯、1杯 = 300円なら1両が7~8万円、15万両の身代という120億円程度の資産ということになります。今の日本の一番の資産家、たとえばサントリーの佐治社長で資産額がおおよそ6,000億円ぐらいですから、それと比べると天下の豪商にしては少ないようですが、19世紀初頭の日本に流通していた金銀貨の合計がおおよそ5,000万両といわれていますから、比率からいえば、0.3%、現在の日本の現金通貨が50兆円ぐらいですから、0.3%といえれば1,500億円ぐらいにはなるわけで、感覚としてはそちらの方が近いでしょう。

松阪商人と江戸・京都との関わりについてどのように考えるのか？

京都との関わりということであれば、江戸初期には京都との関わりは商売上も強かったと思います。三井や富山が典型ですが、京都の工芸品・絹織物を京都の出店で仕入れて、江戸へ積み下し、江戸の出店で販売するという形式ですから、仕入れのためには頻りに京都へ出向くこととなります。このようなタイプの商人は割合に早く没落していくのですが、三井の場合は、本家ごと京都へ人別を移してしまいます。幕府の公金為替を取り扱うからというのがその理由ですが、その結果として、江戸店持京商人になってしまうので、三井家のことを伊勢商人・松阪商人といつてよいのかどうか疑問ではあります。

しかし、木綿太物が伊勢商人の取り扱う主要商品になってくると、伊勢と江戸との関わりが商売上は比重が高まっていくようです。その中で、京都というのは伊勢の主人の趣味や文化的活動の面での関係が強くなっていくようです。茶道や歌道のお師匠さんを京都に求めて学びに通ったり、様々な書画骨董の購入に京都へ出向いたりという形で、文化面で伊勢・京・江戸を結ぶネットワークができていくように思います。いってみれば、江戸で稼いで、京都で使うということになります。そこでの道楽は、かならずしも伝統的なものとは限りません。例えば、幕末の話ですが、津の川喜田石水と松阪の長井嘉右衛門、それに相可の西村光丘がお金を出しあって、京都の細工職人に頼んで、日本初のバクテリアの観察銅版画を印刷しています。本草学の系譜を引くのですが、これなど、珍しいもの、おもしろいものには金に糸目を付けないというお大尽の生き方を表しているんだと思います。川喜田半泥子などはその系譜を引いているのでしょね。

かつての歴史や文化が、その町の今日をつくっていて、松阪が城跡を中心に、落ち着いた雰囲気のある町になっているのは、近世の歴史や文化を根底に持っているからだと思うが、松阪以外の町ではそうした歴史や文化をどのように受け継いでいるのか。事例を示して欲しい。

私の興味関心からいえば、近江商人が出た東近江地域、近江八幡市、五個荘町、日野町の一帯は、近江商人に関わる文化財や史跡、資料館・博物館などが整備され、古い商家を中心にした歴史的景観の保存など非常に地域の歴史を軸にした街づくりを進めているように思います。町の雰囲気もそういう意味では落ち着いた豊かさを感じさせます。

特に、日野町などは、蒲生氏郷の出身地ですし、松阪市の日野町の歴史的ルーツでもあるわけで、例えば、これらの都市・地域と伊勢商人・近江商人という形で友好都市の関係になってもよいのではないかと思います。

かつての歴史や文化がその町の今日をつくっているというのはたしかにその通りだと思います。ただ、ある町のかつての歴史や文化がそれ自体何でも魅力的かどうかというのは、またべつものです。かつての歴史や文化といっても、日本のほとんどの町は江戸時代からのものです。京都や奈良など古代からの歴史をもっているところでもその街区の中心はやはり応仁の乱以降の成立ですからね。

そうすると、港町、宿場町、城下町といった特性が現在の町にも反映しているのだらうというのはその通りですね。そして、城があることが落ち着いた雰囲気になっているというのもそのとおりです。ただ、それは、城だけのせいではなくて、城の廻りに配置されている武家屋敷やその一角がおおむね官庁や大学に転用されることで、町の核になっているからです。他の町のことを引き合いに出して恐縮ですが、例えば、鈴鹿市は神戸が城下町ですが、町全体としては、そこが必ずしも中心になっているわけではありません。だから落ち着いた雰囲気がないのかということになると語弊があるので何とも言えません。玉城町は田丸城の城下ですが、こちらは逆に落ち着きすぎているようですね。

私の住んでいる津は、城下町ですし、官庁も城の廻りにあったのですが、空襲被害からの復興のための街づくりが歴史的遺産を決定的に破壊してしまった例だと私は思っています。三重会館の前で50m道路をクロスさせて、そこに市街の中心（市役所、県庁、三重大学など）を持っていく構想だったのですが、そうはなりません、広い道路だけが実現します。このため空襲と戦後復興という二重の意味で歴史的文化的景観が破壊されてしまいました。以前に地研の研究交流集会で津の町の歴史についてのシンポジウムを開催した折に、県庁の方にお話をさせていただいたことがありますが、道路はできたが、その周辺の土地は、小規模住宅の地主が大半でそれらの土地を区画整理することに失敗したので、県庁は吉田山に、大学は城跡に、市役所だけが当初の予定地ということになってしまった。その後、大学はさらに上浜に、市役所が大学の跡地ということになり、現在の姿になっています。他方、50m道路で町は分断されて、小さな町の規模が更に小さくなってしまい、集積のメリットが生かせていません。

このように見ていくと、なんだか失敗例が多くて、落ち着いた歴史と文化を感じさせる町というよけいな開発や都市計画を行わなかったところという結論になりそうです。

その中で、私が見た中で雰囲気の良いところというと、街づくりとして整備を行った成功例としてよく引き合いに出される関町があげられるでしょうか。ただ、関は城下町ではありませんし、町の規模としてもかなり小さなものですから、県内の主要都市との比較はどうかということになりますね。

ことのついでに一言いっておきたいことは、文化財や歴史的景観というものを維持したり保護したりすることの意味です。それは、維持し保護すること自体に意味があるのであって、それを使って町おこしをする、あるいは観光収入を増やすために保護したり、維持したりするものではないということです。簡単にいえば、歴史や文化を銭もうけの手段にするなということ。財政の厳しい自治体や、従来の産業によっては雇用が維持できない地域があることは承知していますが、文化や歴史の保存・保護というのは、それ自体に意味があるのであって、何か別のものに奉仕するための手段ではないのです。極端に言えば、松阪の町並みや旧家、残されている仏像や古文書はトキと同じです。絶滅しそうなとき、失われそうなとき、それを保護し維持することが市民や行政の仕事なのであって、トキを繁殖させて観光資源にしようというのを直接の目的にすべきではないということです。

そのことからして、観光客の入り込み数を増やすために歴史を作ることにも私は反対です。滅びようとするもの、失われようとするものを保護し、維持することは重要ですが、滅びてしまったもの、失われてしまったものを復元することには私はあまり意味を見いだせないのです。端的に言えば、松阪城の天守閣を復元するというようなことです。それは、歴史を維持するために行うものではありませんね。客引きのためにやるわけです。ですから、完全な復元ではなく、中にエレベーターを入れたり、土産物屋を入れたり、あるいは、上野市のように忍者屋敷にピンクの丸の一を登場させたりというようなことになるわけです。観光資源として天守を復元するならば、二見の戦国時代村にある安土城と選ぶところはあります。では、江戸期の建築様式を忠実に再現する。あるいは、コンクリートを使わずに同じ材

料を使って再建するという様なことはどうか、それができるなら、意味はあると思います。今度はコストや優先順位の問題が生じてくるでしょう。多額の費用がかかる場合に、それよりはもっと先にお金をかけて保護すべき文化財が他にたくさんあるのではないかというわけです。

そういう観点からいえば、松阪のこれまでの文化財行政や景観保護は三重県内ではもっともすぐれたものの一つだったといつてよいでしょう。「本居宣長記念館」を建設する。あるいは、小津の屋敷を買い取って「松阪商人の館」を開設する。県内でも有数の質と量をもった『松阪市史』の編纂事業を行う。「歴史民俗資料館」や「郷土資料室」を維持し、市内の文化財や文書の受入をする。いずれも大事な仕事です。ところが、そのような事業はそれ自体としては松阪市への観光入り込み客の増加や町の活性化になかなかつながらぬ。文化を保存する、維持する、ということの重要性が目に見える数字にならずに、宣長記念館や「商人の館」に何人の入館者があつたのかということが評価基準になる。資料の受入についても、何人がその資料を利用したか、ということが評価基準になる。だから、行政の予算配分においては費用対効果という面からの評価を受けずらい事業は、昨今では真っ先に民間委託や削減の対象になるというのが実情でしょう。しかし、町の品格というのはそういったベースになるものがどれだけ揃っているかによって決まってくるのだと思います。

## おわりに

いくら、漫筆とはいいいながら、関係各位には失礼に当たるようなことも書きつづっている気がしないでもない。ただ、出典や資料を詳記してはいないが、書いていることは私がこれまで調べたり考えたりしたことではあるので、ご批判があれば私の責任でいくらでも訂正していきたい。今後も不定期ではあるが、伊勢商人や地域社会の歴史に関する発見や思ひつきがあれば、その都度、漫筆を開陳したいと考えている。それで、(その1)としたのだが、次号にすぐ(その2)が載るわけではないので期待せずにお待ちいただければと思います。

## 【参考文献】

- ・北島正元編著『江戸商業と伊勢店』(吉川弘文館、1962年)
- ・渡辺守順『近江商人』(教育社、1980年)
- ・『三重県史資料編 近世4(上)』(三重県、1998年)
- ・上村雅洋『近江商人の経営史』(清文堂、2000年)
- ・本多隆成・酒井一編『街道の日本史30 東海道と伊勢湾』(吉川弘文館、2004年)

## 編集後記

地研通信第85号をお送りいたします。本号には三本の作品を掲載することができました。

雨宮研究員は、最近新聞の紙面を賑わしている夕張市の財政破綻問題についてガバナンスの欠如を問題視し、財政運営の基本原則を条例で定めることの意義へと論を進めます。尾崎特別研究員は、昨年9月に滞在したブラジルでの体験を踏まえ、戦後単身でブラジルに渡った一世、新興業者として台頭した二世の事業からの漸進的撤退など、日系人就労システムの変容を描写しています。茂木研究員は、パネラーとして加わったパネル・ディスカッションに臨むに際して、コーディネーターから提供されるよう要請された話題を想定問答風に展開させることで、文化や歴史の保存・保護というのはそれ自体に意味があることを我々に訴えかけます。

国と地方との関係性を通じて、あるいは外国との関係性から、いや、歴史を紐解いて、というように、「地域をみつめる目」が、これほどにまで多角的にありうることを示せた号はないのではないのでしょうか。地研の研究の奥行きを感じさせるものに仕上がったと自負しております。

なお、受入図書一覧は、紙幅の都合上、次号に一括して掲載します。(K)